

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

公共政策系専門職大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
東京大学大学院公共政策学連携研究部 ・教育部公共政策学専攻	平成25年度	適合

公共政策系専門職大学院基準の大項目	公共政策系専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。 （「告示第53号」第1条第1項）	専任教員数は16名である（うち、みなし専任教員2名）。	専任教員4名の異動があった。なお、変更後においても、専任教員数は17名である。
	3-2 専任教員が、1専攻に限り、「専任教員」として取り扱われていること。（「専門職」第5条第2項、「告示第53号」第1条第5項。）	専任教員13名は、1専攻に限り専任教員として取り扱われている。	専任教員4名の異動があった。なお、変更後においても、専任教員13名は、1専攻に限り専任教員として取り扱われている。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第53号」第1条第6項）	教授数は16名である。	専任教員4名の異動があり、教授数は15名に変更されている。